

届出対象行為

上島町の良好な景観形成を図るため、景観計画区域内で行われる次に掲げる行為のうち、一定規模を超える行為（下表右欄）を届出対象とします。

〔届出が必要な行為の種別と規模等〕

届出対象行為の種別	対象となる規模等
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○高さ 13m又は延べ面積 1,000 ㎡を超えるもの （修繕、模様替、色彩の変更は、上記規模を超える建築物で変更面積が外観の過半となるもの）
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○高さ 5mを超える擁壁類 ○高さ 30mを超える鉄塔類 ○高さ 13m又は築造面積 1,000 ㎡を超えるその他の工作物 （修繕若しくは模様替又は色彩の変更は、上記規模を超える工作物で、変更面積が外観の過半となるもの）
開発行為（建築物の建築又は工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）	○3,000 ㎡を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他土地の形質の変更	○1,000 ㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○土石の堆積：高さ 5m又は面積 1,000 ㎡を超えるもの ※ただし、堆積の期間が 30 日を超えて継続しないものは除く ○廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ：高さ 5m又は面積 500 ㎡を超えるもの ※ただし、堆積の期間が 30 日を超えて継続しないものは除く

※上記の行為をしようとする者は、あらかじめ景観法施行規則第 1 条で定めるところにより、①行為の種類、②場所、③設計又は施工方法、④着手予定日、⑤その他景観法施行規則第 2 条で定める事項を景観行政団体の長（上島町長）に対して届出なければならない。